



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 北越紀州製紙株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫  
(コード番号：3865 東証 1 部)  
問合せ先 執行役員総務部担当 阿部 文男  
電 話 03-3245-4500

#### 当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 173 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を導入する理由

当社取締役に株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることで、中長期的な業績向上への貢献意欲や士気をより高め、企業価値の増大を図ることを目的とするものです。

##### 2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の具体的な内容

当社は、現在、「取締役の報酬等の額（賞与を除く.）」を月額 4,500 万円以内として、「監査役の報酬額」を月額 600 万円以内として、それぞれご承認をいただいておりますが、機動的な報酬政策の運用を可能とするため、月額報酬から年額報酬に改め、その額については、当社取締役の月額報酬額の年間合計額である年額 5 億 4 千万円以内に、当社監査役の月額報酬額の年間合計額である年額 7 千 2 百万円以内に、それぞれ改定する議案を本株主総会に付議することを決定しております。当社取締役（社外取締役を除く.）に対し株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権は、上記年額報酬の枠内といたします。

##### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数は、年間総数 170,000 株を、各事業年度に係る株主総会の日から 1 年以内の日に当社取締役に対して発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は 500 株とします。

また、付与株式数について、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

（２）新株予約権の総数

当社取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 340 個を、各事業年度に係る株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とします。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された公正価格を基準として当社取締役会において定める額とします。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とします。

（５）新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権割当日の翌日から 15 年以内の範囲で、取締役会において定めるものとします。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（７）その他の新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から 1 年後又は当社取締役の地位を喪失した日の、いずれか早い日から行使することができるものとします。
- ②新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から起算して 5 年が経過したときには、以後新株予約権の行使をすることができないものとします。
- ③その他の条件については、本新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めます。

以上